発議第２号

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年９月２５日提出

提出者（富士市議会議員）　太　田　康　彦
賛成者（富士市議会議員）　下　田　良　秀
〃　（　　〃　　）　望　月　　昇
〃　（　　〃　　）　杉　山　　諭
〃　（　　〃　　）　稲　葉　寿　利
〃　（　　〃　　）　植　松　光　徳
〃　（　　〃　　）　鈴　木　幸　司

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年富士市議会条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４５条第１項中「富士市個人情報保護審査会条例」を「富士市情報公開・個人情報保護審査会条例」に、「富士市個人情報保護審査会」を「富士市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第５０条中「富士市個人情報保護審査会」を「富士市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

写

令和８年９月２５日

富　士　市　議　会

議長　笠　井　　浩　様

提出者（富士市議会議員）　太　田　康　彦

賛成者（富士市議会議員）　下　田　良　秀

〃　（　　〃　　）　望　月　　昇

〃　（　　〃　　）　杉　山　　諭

〃　（　　〃　　）　稲　葉　寿　利

〃　（　　〃　　）　植　松　光　徳

〃　（　　〃　　）　鈴　木　幸　司

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び富士市議会会議規則第１４条の規定により提出する。

（提案理由）

富士市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する。